

有害生物漁業被害防止総合対策事業

【100百万円】

対策のポイント

漁村地域の経済・雇用の基盤となる漁業・養殖業生産の維持・安定を図るため、トド、ザラボヤによる漁業被害対策を支援します。

<背景／課題>

- ・日本海北部の沿岸においてトドによる漁業被害が深刻化しており、平成26年9月から採捕数の上限を年間約2百頭から約5百頭に見直したことを受け、来遊のピークとなる冬場に採捕数の増加分に対応した駆除活動が緊急に必要となっています。
- ・また、ホタテ貝養殖業に大きな被害を与えるザラボヤの被害が深刻化していることから、その被害拡大防止に向け駆除（処理）の取組を緊急に強化する必要があります。

政策目標

トド等の有害生物による漁業被害の抑制

（トドによる漁具被害を平成24年度被害額（5億3千万円）以下に抑制）

<主な内容>

地域の漁業・養殖業に深刻な影響を及ぼすトド及びザラボヤの被害対策として、トドの採捕数の見直し増加に伴う駆除活動やザラボヤ被害拡大防止のための駆除（処理）について支援します。

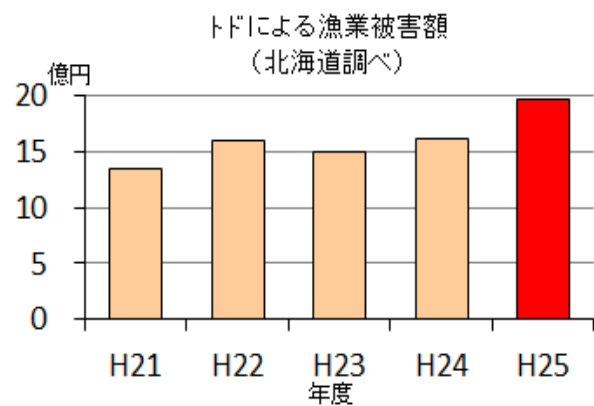
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：水産庁漁場資源課（03-3502-8487）]

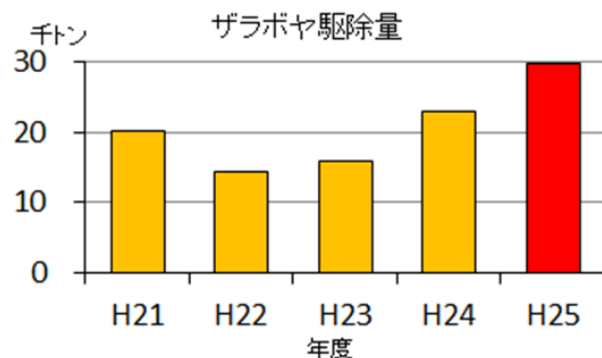
有害生物漁業被害防止総合対策事業

【平成26年度補正予算 100百万円】

冬季に被害が集中し、地域の水産業に深刻な影響を及ぼすトド及びザラボヤの被害対策として、トドの採捕数の見直し増加に伴う駆除活動やザラボヤ被害拡大防止のための駆除(処理)について支援。



※漁業被害額のうち漁具被害額は
5.3億円(平成24年度及び25年度)



※有害生物漁業被害防止総合対策事業による処理量

トド



トドによる漁網
の破損

年間の採捕頭数(トド)

従来

206

見直し後

516

ザラボヤ付着状況(北海道)



以下の事業
による取組
の強化を緊急に支援

①有害生物
駆除事業

②有害生物
陸上処理
事業

補助対象:

役務費(用船料、ハンター
傭人料、運搬・処理料等)、
消耗品費(弾薬料等)、旅費
等

補助率: 定額

事業実施主体: 民間団体

交付先:

国 ⇒ 民間団体